

国家免除における国家関係機関の問題

——リーディング・ケースを中心に——

松 田 幹 夫

一 I L C 国家免除案以前

1 学説

2 判決

- (1) アルゼンチン商業会社対合衆国船舶委員会事件
- (2) バックス有限責任会社対小麦国有事業事件
- (3) 在スウェーデン・ロシア通商代表部対ドイツ貿易会社事件
- (4) ボルガ対ロシア通商代表部事件
- (5) ハンガリー・カトリック研究所対ローマ・ハンガリー研究所（アカデミー）事件
- (6) パッセライグエ対ノルウェー・モーゲッジ銀行事件
- (7) 石油の生産、変質、精製および流通についての世界的取り決めの調査に関する件
- (8) スイス・イスラエル貿易銀行対サルタ政府およびサルタ地方銀行事件

(9) ブラゴジビック対日本銀行事件

3 まとめ

二 ILC 国家免除案

1 一九八〇年代

2 一九九〇年以降

三 ILC 国家免除案以後

1 学説

2 判決

(1) クウェート航空法人対イラク航空会社その他事件

(2) ホランド対ランペーンウォルフ事件

3 まとめ

一 ILC 国家免除案以前

## 1 学説

一九九一年、国連国際法委員会 (ILC: International Law Commission) は、「国家およびその財産の裁判権免除に関する条文案 (a draft set of articles on jurisdictional immunities of States and their property)」を採択した<sup>(1)</sup> (これを「ILC 国家免除案」と略す)。同案の中には、本稿のテーマである国家関係機関 (agency or

instrumentality of a State)<sup>(2)</sup> の裁判権免除に関する条文案も、含まれている。

その前年の一九九〇年、ブラウンリー (イギリス) は、その概説書において、「政治的区分および国家関係機関 (Political Subdivisions and State Agencies)」という項目のもと、まず、「政治的区分」をとりあげ、「連邦の構成州および国家の他のタイプの地方が免除を請求できる範囲は、未解決である。……現行の判例法は、混乱して、一貫した原則を示さない<sup>(3)</sup>」と述べたあと、次のように、「国家関係機関」をとりあげた。

国内裁判所は、制限ドクトリンの効果とは別に、合衆国船舶委員会、スペイン小麦国有事業、ソビエト通商代表部、タス通信社<sup>(4)</sup>およびニュー・ブランズウィック開発公社を含む種々の国家関係機関に免除を拡大する用意があった。しかしながら、この分野においても、裁判所の行動原則は、やはり、未解決である。国内法のもとの法人 (legal person) としての別個の法人格付与 (incorporation) が免除を排除するかどうかは、少なくとも、疑問である。一般的なテストは実効的管理のそのようであり、こうして、免除は、外国政府が支配的利益をもつ私法人に拡大される。しかしながら、中央銀行に関する判決では、その基準はむしろ違った結果をともなつて適用され、実質的に政府管理下にある準備銀行 (reserve banks) は、政府の機関 (organs) でも代理人 (agents) でもないと判決された。

判例法で多少支持された魅力的な解決は、「商業取引」を区別する単純なバージョンまたは相殺基準という一層柔軟なバージョンのどちらかにおいて、内容による (ratione material) 免除の適用を指示する基準を適用することである。中央銀行のような国家関係機関が同時に多様な任務を行ない得るということ、こうして、商業任務が貨幣発行銀行および (または) 国家の外貨保有管理者としての公式任務と共存し得るということを注目するこ

とが、重要である。<sup>(6)</sup>

このように、ブラウンリーは、政治的区分が免除を主張できる範囲は「未解決 (unsettled)」であると慨嘆したのに引き続き、国家関係機関についても、同じ言葉を使って、裁判所の行動原則は、やはり、「未解決」であると述べた。そこで、この混沌たる様相を確認するため、ブラウンリーが本文および「注」であげた判決をこのさいアト・ランダムに概観しておくこととする。これにより、ILC 国家免除案以前の動向をいくばくか把握できるであろう。そのあと、ILC 国家免除案そのものに取り組み、締めくくりとして、ILC 国家免除案以後のリーディング・ケースをトレースすることとする。

## 2 判 決

### (1) アルゼンチン商業会社対合衆国船舶委員会 (Compañía Mercantil Argentina v United States Shipping Board) 事件

ブラウンリーが「国内裁判所は……種々の国家関係機関に免除を拡大する用意があった」と述べた文脈の中であげた五件の判決のうち、第一の判決が、これである。

#### ① 事 実

オランダの会社である原告は、通常の商業航海でモンテビデオからスペイン各地に被告の船舶で運ばれたトウモロコシに関し運送料を支払い過ぎたと申し立てて、被告を訴えた。紛争を仲裁するため、実りのない試みが、行な

われた。各当事者は仲裁裁判官を指名したが、被告は、手続に応じなかった。原告が提起した訴訟に基づき、被告は、条件つき応訴を提出した。そして、自分たちはアメリカ合衆国の部局 (Department) であるから、イングランの裁判所で訴えられないという理由で、令状を無効にするよう補助裁判官 (master in Chambers) に申請した。原告は、免除の訴えを争い、被告は仲裁裁判に向けてとられた手続によっていかなる免除をも放棄していたと主張した。

被告は彼らの法律顧問として説明されるグレゴリー氏による宣誓供述書に依拠したが、その趣旨は、次のようであった。合衆国船舶委員会を構成する委員は、法が規定するように、上院の助言と同意により合衆国大統領によって指名される。いかなる種類の私的利益も、委員会によって運営されない。委員会は、一国の利益のために商船隊 (mercantile marine fleet) を取得かつ管理する目的で構成される合衆国政府の一行政部門に過ぎない。

被告は、また、駐ロンドン・アメリカ大使による証明書を提出したが、そこでは、次のように述べられた。合衆国船舶委員会は、法人 (corporation) またはパートナーシップではなく、国家の部局に過ぎない。そして、連邦議会制定法が規定するように、上院の助言と同意により合衆国大統領が指名する委員会によって運営される。補助裁判官は、令状を無効にした。そこで、上訴が、なされた。

② 判 決

控訴院裁判官バンクス、同ウォリントン (Banks and Warrington, L.J.) および裁判官イーブ (Eve, J.) によって構成されるイングラッド控訴院 (Court of Appeal) は、一九二四年三月二四日、上訴棄却の判決を下した。

控訴院は、バルルマン・ベルジュ号事件<sup>(8)</sup>、マイアル対ジョホルのサルタン事件<sup>(9)</sup>およびポルト・アレクサンドレ号事件に依拠した<sup>(10)</sup>。

パンクス裁判官によれば、主権国家が私的な貿易ビジネスに従事しているという事実だけで、それを外国の裁判所の訴訟手続に服させるということを認定する権威は、どこにもない。<sup>(11)</sup>

③ 意 義

合衆国船舶委員会という名称だけでは、国家関係機関であるのか否か、判断しかねるが、同委員会のフル・ネームは「合衆国船舶委員会緊急船舶法人 (United States Shipping Board Emergency Fleet Corporation)」である。それは、疑いもなく、法人であるが、通常の私法人と対照的な公法人である。それが免除を受ける資格のある国家の部局であることは、議会によって意図された。その意図は、大使の証明書に添えられた法律から推論された。こうして、免除は、イングランドの実行では、法人格付与の言葉の中で明らかにされる立法府の意図に依存する。<sup>(12)</sup>

(2) バックス有限責任会社対小麦国有事業 (Baccus S.R.L. v Servicio Nacional del Trigo) 事件

ブラウンリーが「国内裁判所は：…種々の国家関係機関に免除を拡大する用意があった」と述べた文脈の中であげた五件の判決のうち、第二の判決が、これである。

① 事 実

原告は、イタリア法のもとで設立され、イタリアでビジネスを営む有限責任会社 (limited company) であり、被告は、スペインでビジネスを営んだ。一九五二年九月一六日、両当事者は、ライ麦二万六〇〇〇トン向被告から原告に売却する二件の運賃保険料こみ契約 (c.i.f. contracts) を結んだ。各契約は、紛争について、両当事者がロンドンにある専門的な裁判所の裁判権に付託するという条項を含んだ。

紛争が発生し、一九五四年九月九日、原告は、契約違反に対する損害賠償を請求する裁判権から令状を発した。

一九五五年一月一九日、請求の原因および趣旨の陳述が、与えられた。しかしながら、一九五六年四月一日、召喚状が被告のために発せられたが、それは、訴訟上のそれ以上の手続はすべて停止されるべきであり、被告はスペイン国家の一部局 (a department) であって、その大使を通じて同国は主権免除を請求するから、令状も請求の原因および趣旨の陳述も無効とされるべきであると申し立てた。被告が法的人格 (legal personality) を保有し、小麦の購入および売却についての契約を自分自身のために締結する期限をもち、自分自身の名で訴え、かつ、訴えられることは、被告によって認められた。その法人格付与の効果は別として、被告がスペインという主権国家の一部局であることは、争われなかった。

被告のために提出された宣誓供述書の中に、駐イギリス・スペイン大使が宣誓したものがあり、そこにおいて、大使は、被告はスペイン農業省の一部局 (a department of the Spanish Ministry of Agriculture) であるからスペイン国家の一部局であると供述した。

これに対し、被告が別個の法的人格 (juristic person) であるから国家免除を受ける資格があり得ないこと、免除が貿易に従事する法的人格に拡大されないことなどが、原告のために主張された。<sup>(13)</sup>

② 判 決

控訴院裁判官シングルトン、ジェンキンスおよびパーカー (Singleton, Jenkins and Parker, L.J.J.) によって構成されるイングラウンド控訴院は、一九五六年一月三十一日、上訴棄却の判決を言い渡した(シングルトン裁判官は反対)。すなわち、被告は、法人団体 (corporate body) であり、別個の法的実在 (legal entity) であるにもかかわらず、スペイン国家の一部局であって、それゆえ、主権免除を請求する資格がある。<sup>(14)</sup>

③ 意 義

国家の機関または政府の部局とみなされる団体は、ことに、それが別個の法的人格をもたない場合、通例、免除を享有する。前出(1)の合衆国船舶委員会が、これに該当した。ところが、別個の法的人格を保有しても、それが国家の一部局を構成するほど、国家と密接に結びつけられるとみなされるならば、同様な結論を必ずしも排除しない。本件のスペイン小麦国有事業が、これに該当する。<sup>(15)</sup>

(3) 在スウェーデン・ロシア<sup>(14)</sup>通商代表部対ドイツ貿易株式会社 (Russian Trade Delegation in Sweden v Deutsche Handels-Aktiengesellschaft) 事件

ブラウンリーが「国内裁判所は……種々の国家関係機関に免除を拡大する用意があった」と述べた文脈の中であげた五件の判決のうち、第三の判決が、これである。

① 事 実

在ストックホルム・ロシア通商代表部の権利および義務に関するスウェーデンとソビエト社会主義共和国連邦との間の一九二七年一〇月八日の協定において、ソビエト政府は、代表部が同政府のために行動し、代表部およびその権限ある構成員によって結ばれたすべての取引について責任を引き受けることを承認した。五条は、通商代表部が着手した商業取引から生じる法的問題は、特別の合意のある場合を除き、スウェーデン法によって規律されると規定した。

一九四〇年四月、リガ(ラトビアの首府)のP・ベールマン(Behrmann)は、アルコール飲料の委託販売品をタリン(エストニアの首府)に送った。そこから、リガのラトビア銀行の発注により、それは、ストックホルムの船会社代理店に転送された。運送証券が、ストックホルム・エンスキルダ銀行に照会された。ラトビアがすでにソ連

に編入されていた一九四一年三月、ベールマンは、ストックホルムのR・マティソン (Matison) に委託販売品を売却した。そして、若干の金額の支払いについてマティソンに書類を引き渡すことをストックホルム銀行に指示するようリガのソビエト国銀行に要請した。リガのラトビア銀行からの書簡で、エンスキルダ銀行は、マティソンに委託販売品を引き渡すことを要請された。住所が不完全であるため、エンスキルダ銀行は、マティソンとコンタクトをとることができなかった。しばらくのち、ラトビア銀行は、委託販売品を通商代表部の処分にかかせよとエンスキルダ銀行に要求した。そこで、エンスキルダ銀行は、荷渡指図書を代表部に送付した。

一方、マティソンは、ドイツの会社であるドイツ貿易株式会社<sup>(1)</sup>に委託販売品を譲渡していた。委託販売品または荷渡指図書を占有しようとする試みに失敗したので、同社は、ストックホルム市裁判所 (City Court) に通商代表部を相手どる訴訟を提起した。同社は、同社が委託販売品の適法な所有者であり、荷渡指図書が商品に対する実質的な権利の移転をもたらさない事情の中で通商代表部に渡されたから、同社が代表部より優越的な権利をもつと宣言されるべきであること、および、代表部がエンスキルダ銀行または同社に荷渡指図書を返還するよう命令されることを請求した。

通商代表部は、免除を訴えた。荷渡指図書を受領することにより、代表部は、郵便を受領することによって行った以上の商業取引をスウェーデンで行なわなかった。代表部は、国有銀行を含むすべてのソビエトの機関 (institutions) を代表した。代表部が荷渡指図書を占有したのは、その資格においてであった。

ドイツの会社は、荷渡指図書を受領中の商品に関して生じた一連の商業取引のきずなであり、一九二七年協定によれば、それがスウェーデン法適用のために要求された唯一の条件であると争った。

市裁判所は、会社の訴訟への答弁において応訴からなぜ免除されるかの理由を通商代表部は示さなかったと判決

した。それは、代表部に荷渡指図書を引き渡せというエンスキルダ銀行へのラトビア銀行の指示は私有財産の固有化および没収に関する国家の法令に従って与えられたと認定した。そのような法令は、スウェーデンにある財産について効果をもち得なかった。それゆえ、会社は、委託販売品を回復する資格があると宣言された。

スピア控訴院 (Svea Court of Appeal) は、右判決を支持し、訴訟の性質にかんがみて、免除の訴えをしりぞけると述べた。通商代表部により、さらに、上訴が、なされた。<sup>(16)</sup>

② 判 決

一九四六年二月一日、スウェーデン最高裁判所は、上訴認容の判決を与えた。通商代表部は、免除の資格を与えられた。裁判所は、こう述べた。

一九二七年協定によれば、代表部が引き受ける商業取引から生じるような法的問題が実体的および手続的両方の事項についてスウェーデン法によって取り扱われることは、真実である。荷渡指図書が代表部に引き渡された場合に明らかにされた事情を顧慮すると、本件は、協定に規定される例外に属さない。ソ連の国家関係機関として代表部がドイツの会社の請求に対して免除を享有するソ連の権利を利用する資格がないとする他の事情も結果的に存在しないから、本裁判所は、下級裁判所の判決を無効とし、請求はとりあげられるべきではなかったと宣告する。<sup>(17)</sup>

③ 意 義

エストニア、ラトビア、リトアニアのバルト三国がソ連に編入されたのは一九四〇年八月であるが、本件は、その四カ月前の一九四〇年四月から始まり、一九四六年一月二月の本判決をもって終了した。

ソ連は、第二次大戦後、多数の新しい通商協定を締結したが、そのパターンは、それ以前のものとは大差なかった。次の三点が、多数の協定の基準とされた。(i)通商代表およびその代理は、完全な外交免除を享有する。(ii)通商

代表部は、ソ連の名において行動するが、この責任を明示的に規定し、適正な職員によって正当に署名される取引についてのみ責任を負う。(iii)仲裁条項のない場合、国内裁判所は、そのような取引から生じる請求についての裁判権およびそれに関する通商代表部についての裁判権をもつ。<sup>(18)</sup>

本件で引用された一九二七年協定五条は、右の(ii)と関連しており、国内裁判所が裁判権をもつことを「原則」とする点で共通している。しかるに、本判決は、本件は協定に規定される「例外」に属しないと述べた。つまり、「原則」扱っているわけであるから、スウェーデン法を適用すべきではなかったかと解される。いずれにせよ、本判決は、通商代表部の免除を認めなかった第一審判決および第二審判決を逆転させた判決である。その意味で、脆弱性を内包した判決といつてさしつかえない。

(4) **ボルガ対ロシア通商代表部 (Borga v Russian Trade Delegation) 事件**

ブラウンリーが前記(3)の事件につけた「注」で引用した二件の判決のうち、一件が、これである。

① 事 実

一九二四年二月七日、イタリアとソビエト社会主義共和国連邦との間に締結された通商航海条約三条は、ロシアからイタリアに通商目的で輸入される物品は仮差押え(arrest)の性質を帯びた司法措置に服しないと規定する。両国間の一九四八年一月一日の通商条約付属書は、同じ趣旨であつて、ロシア通商代表部によりイタリア領域で結ばれるか保証される通商契約は、仲裁条項のない場合、イタリアの裁判所の裁判権に服すると規定した。

本件では、ロシア通商代表部は、その通商活動についてイタリアの裁判権に服したとする下級裁判所の判決を不服として上訴した。<sup>(19)</sup>

② 判 決

一九五三年八月一四日、イタリア破棄院 (Court of Cassation) は、上訴棄却の判決を言い渡した。外国および通商代表部のような外国の機関は、その通商活動について国内裁判権からいかなる免除をも享有しない。

なによりも、イタリアの裁判権から免除される権利の黙示的放棄がロシア通商代表部の側であり得たということは、真実ではない。われわれは、外国の裁判権免除がその主権に由来することを知っている。それゆえ、そのような免除のいかなる放棄も、(イタリアが関する限り) それ自身の国内法体系のもとで法廷地国で承認される形式においてのみ可能である。黙示的放棄は、そのような形式ではない。

外国が経済的性質の結果を得るために、他国領域において他国市民が遂行できる活動を遂行するとき、それは、この理由だけで、一時的服従者 (*subditus temporarius*) となる。それ自身の自由な意思で、それは、特別の司法機関を通じて、経済的利益と結びつけられる法的活動を規制かつ保証する (他国の) 法体系のすべての規則に、私人 (*private person*) 同様、服することになる。

その結果、私人のように行動する外国は、事実上、最高性 (*supremacy*) または公的権力 (*public power*) のいかなる属性をも奪われる。それは、経済的目的で私的個人 (*private individuals*) と契約上の関係を設置するために必要であると認めるならば、イタリア国家と同じ方法で行動する。当事者間で紛争が生じる場合、イタリア国家がわれわれの裁判所で提訴されることに疑いがあり得ないから、外国に関して同じ原則が適用されない理由は、ない。

ロシア通商代表部が裁判権免除を放棄したかどうかを尋ねるのは、余計である。外国が私人によって遂行される経済活動を他国領域で実行するとき、それは、それにより、公法上の人格をはずす。それは、他国の裁判権からの免除を請求できない。免除の明示的放棄は、必要ではない。<sup>(20)</sup>

③ 意 義

こうして、イタリアの破棄院は、スウェーデン最高裁判所と異なり、ロシア通商代表部の裁判権免除を認めなかったが、この種の問題に対するイタリアの裁判所の態度はどうかと、イタリアの裁判所は、一九二四年二月七日の通商航海条約締結以前から、概して、ソ連代表部に制限免除ドクトリンを適用していた。同条約によれば、代表部は外交免除を受け、その活動に使用される物品は、差押え (seizure) に服さなかった。

ただ、代表部に対するイタリアの裁判所の裁判権についてなにもいわれなかったので、裁判所は、管理的行為 (acts jure gestionis) から発生する訴訟のために、裁判権を行使し続けた。論争の主要部分は、代表部が責任を負う取引に関係した。前記通商航海条約三条によれば、「ソ連政府は、在イタリア通商代表部によって決定されるすべての取引についての責任を引き受ける」。これを、イタリアの破棄院は、「ソ連が、すべての通商関係についての責任を引き受ける」という意味に拡大した。<sup>(21)</sup> このように、ソ連の責任範囲を拡張解釈するイタリアの破棄院が本件で通商代表部の免除を拒否したのは、当然の帰結である。

(5) ハンガリー・カトリック研究所対ローマ・ハンガリー研究所 (アカデミー) (Hungarian Papal Institute v Hungarian Institute (Academy) in Rome) 事件

ブラウンリーが「裁判所の行動原則は……未解決である」と述べた箇所につけた「注」で依拠した唯一の判決が、これである。

① 事 実

上訴人であるハンガリー・カトリック研究所 (以下「研究所」と略す) は、両当事者が不動産として有するビル

内の図書室について、被上訴人である在ローマ・ハンガリー研究所（以下「アカデミー」と略す）と共同所有者であることを請求した。上訴人は、共同所有権の一つの効果は構成員が図書室を利用する資格があるということであると主張した。両当事者は、アカデミー所長が図書室を閉鎖する一九五一年まで、そこを利用した。実りのない試みのうち、研究所は、アカデミー所長に対する図書室再開命令によって占有権が回復または確認されるべきであることを要求する申し立てを起こした。本件は、初め、ローマの法務官 (Pretor) のもとに來た。アカデミーは応訴し、主権免除を根拠に、裁判所は裁判権をもたないと言張した。なぜなら、アカデミーはハンガリー国家の国家机关であるからである。法務官およびローマの裁判所は、この主張を支持した。研究所は、破棄院に上訴した。<sup>(22)</sup>

② 判 決

一九六〇年七月一四日、イタリア破棄院は、上訴棄却の判決を与えた。

イタリアの裁判所が憲法一〇条によって承認しなければならない外国裁判権からの免除は、外国自身が従事する活動に関係しており、その場合、これら活動は、国家が国際法主体として行動するか、主権国家として国家に属する権力に従って行動するかという理由で、国内法体系とは無関係である。

しかし、もし外国が性質上純粋に私的であるという活動形式を引き受けて、その主権的権力から独立して行動し、かつ、私的市民と同じレベルで行動するならば、イタリアの裁判所は裁判権をもたないということは、できない。なぜなら、外国は法廷地の国内法体系内で行動したからである。

活動が「国内法体系とは無関係である」という表現は、国内裁判所が国内体系との必要な関係を欠くいかなる事件をも検討することに着手しないという意味で、手続のみならず実体法にも関連すると理解される。

外国の裁判権免除の原則は、これら国家の政府関係機関 (Government instrumentalities) および外国の公法人に

適用される。本件では、アカデミーの行為は、ハンガリー国家に帰せられる。なぜなら、アカデミーは政府関係機関であり、それゆえ、裁判権から免除されるからである。

一九三五年二月二五日の立法令 (Legislative Decree) 二七二号によってイタリア法の一部分となった一九三五年二月一六日のイタリア・ハンガリー間文化協定は、ハンガリーおよびハンガリー生活の種々の面の広報という文化的目的をもった活動をアカデミーを通じて引き受けることをハンガリー国家に認めている。こうみると、アカデミーがハンガリー国家の機関でないこととらえることは、不可能である。これに反し、アカデミーがハンガリー国家と関係のない公的団体 (public body) ととらえられても、これは、本件の問題に対する回答に影響しない。なぜなら、外国の裁判権免除の原則は、外国公的団体にも適用されるからである。<sup>(23)</sup>

③ 意 義

被上訴人の正式名称の「在ローマ・ハンガリー研究所 (アカデミー)」だけでは、被上訴人がハンガリー国家の機関であるのか否か、明確ではない。そこで、判決は、イタリア・ハンガリー間文化協定を検討して、アカデミーをハンガリー国家の機関と認定したのち、その裁判権免除を認めた。

判決の冒頭に引用されるイタリア憲法一〇条が具体的には一項の「イタリアの法制度は、一般に承認された国際法規に従う<sup>(24)</sup>」を指すとすると、判決の結論を引き出す伏線としての役割りを果たしている。

(6) パッセライグエ対ノルウェー・モーゲッジ銀行 (Passelaigues v Mortgage Bank of Norway) 事件

ブラウンリーが「別個の法人格付与が免除を排除するかどうかは……疑問である」と述べた箇所につけた「注」で依拠した判決の中の一件が、これである。

① 事 実

原告は、ノルウェー王国モーゲッジ銀行発行の債券の所持人であった。債券は金約款を含み、元金および利息は、フランスを含む諸国において、債券所持人の選択で支払い可能であった。一九二三年一月一日のノルウェー法は金約款を停止し、銀行の債務は債券に記載される名目額の支払いによって履行されると規定した。原告は、金約款に基づく支払いを要求し、六二二五金フランまたは等価物の支払いについて、モーゲッジ銀行を相手どり訴訟を起こした。銀行は、フランス裁判所の裁判権からの免除を請求した。<sup>(25)</sup>

② 判 決

一九五五年六月一六日、ラ・セーヌ民事裁判所 (Tribunal Civil de la Seine) は、次のような判決を与えた。被告銀行の法的人格は、ノルウェー国家のそれから区別される。したがって、銀行は、資本がノルウェー国家によって提供され、銀行の取締役の任命がノルウェー政府の権限内であるにもかかわらず、フランス裁判所の裁判権からの免除を請求する資格がない。

モーゲッジ銀行は、ノルウェー王国の公的事業 (public service) を委託された国家機関として裁判権からの免除という利益を受ける資格があるという根拠で、裁判権行使から本裁判所は排除されると主張する。原告は、被告銀行はそのような利益を受ける資格がないと争う。

国家が他国の裁判所の裁判権に服させられないとする裁判権からの免除という特権は、国際法の伝統的慣習に基づく。この免除という利益は、主権国家、および、主権国家自身から区別された人格を保有しないか、保有するとしても、委任により主権的機能を行使する国家機関に限定される。モーゲッジ銀行の設立文書の検討から、同銀行がノルウェー王国という主権国家のそれから区別された人格を保有すると思われる。<sup>(26)</sup>

③ 意 義

フランスの裁判所は、直接、主権者を相手とする訴訟を明白に認めないが、国家関係機関がそれ自身の設立文書のもとで区別された法的人格をもつ場合は、認める。<sup>(27)</sup>つまり、裁判権免除を否定する。

当事者が別個の法的人格をもつ場合、国家免除を受ける資格がないという論議は、前出(2)スペイン小麦国有事件においても、みられた。判決は、被告モーゲージ銀行が主張する国家機関性をしりぞけ、その法的人格がノルウェー国家のそれから区別されることに注目した。

(7) 石油の生産、変質、精製および流通についての世界的取り決めの調査に関する件 (*In re Investigation of World Arrangements with Relation to the Production, Transformation, Refining and Distribution of Petroleum*)

ブラウンリーが「免除は、外国政府が支配的利益をもつ私法人に拡大される」と述べた箇所につけた「注」で依拠した判決の中の一件が、これである。

① 事 実

合衆国政府は、シャーマン反トラスト法 (*Sherman Anti-Trust Laws*) 違反があり得たかどうかを決定するため、二一の石油会社による世界的取り決めの調査を開始した。文書提出令状 (*subpoena duces tecum*) を送達された会社の中に、イギリス政府によって管理されるイギリス法人 (*British corporation*) であるアングロ・イラニアン石油有限責任会社 (*Anglo-Iranian Oil Company, Ltd.*) が、あった。<sup>(28)</sup>

② 判 決

それ自身の利益のために私的当事者によってではなく外国主権国家によってのみ主権免除の特権は請求されたと決定したのち、一九五二年一月十五日、合衆国コロンビア特別区地方裁判所 (District Court, District of Columbia) は、アングロ・イラニアンの申し立てに基づき、同社が主権免除を享有するという根拠で、同社に向けられた令状は破棄されると判決した。

特定の法人がその政府の關係機関 (instrumentality of its Government) であるかどうかを決定するさい、政府が全株式を所有するかどうかは、重要ではない。イギリス政府は、アングロ・イラニアン<sup>(29)</sup>の投下資本の三分の一少々しかもたないが、議決権株式の大部分の所有権のために同法人を管理する。しかしながら、同法人の目標および目的は、遙かに大きな潜在能力をもつ。アングロ・イラニアンは、一九一四年、アングロ・パーザン石油有限責任会社とイギリス政府との間の協定の結果、成立した。後者は、イギリス艦隊のため、石油、原油および他の製品の適正な供給を確保する利益を同社において取得した。

イギリス海軍は、侵略に対して防衛する島国の主たる防波堤の一つであることを、過去の戦争において、みずから証明してきた。海軍、そして、今日では、空軍の維持および作戦を確保する石油の供給は、たしかに、公的目的に役立つ基本的な政府機能である。一九五一年、イラニアン石油に関する国際司法裁判所でのグレート・ブリテンの主張の一つが、イラン・アングロ・イラニアン石油会社間の一九三三年協定は事実上二つの主権国家間の条約または協約であり、それゆえ、国際司法裁判所は同紛争の裁判権をもつということであったことに、本裁判所は、留意する。本裁判所は、アングロ・イラニアン石油会社なる法人がグレート・ブリテン政府から区別できないとの印象をもつ。

③ 意 義

本判決は、国際司法裁判所に付託された「アングロ・イラニアン石油会社事件」に言及しているが、同事件の管轄権に関する一九五二年七月二二日の判決は、本判決と対照的である。なぜか。国際司法裁判所は、一九三三年協定は「政府と外国会社との間の利権契約以上のものではない」として、イギリスの主張をしりぞけたからである<sup>(30)</sup>。しかるに、本判決は、イギリスの主張を受け入れ、イギリス海軍に石油を調達する政府関係機関として有用であるという根拠で、イギリス政府に管理される法人の免除を認め<sup>(31)</sup>た。なお、国際司法裁判所の判決は、九対五で与えられ、アメリカのハックワース裁判官は、少数派であった<sup>(32)</sup>。

(8) スイス・イスラエル貿易銀行対サルタ政府およびサルタ地方銀行 (Swiss Israel Trade Bank v Government of Salta and Banco Provincial de Salta) 事件

ブラウンリーが「中央銀行に関する判決では、その基準は、むしろ違った結果をともなつて適用され」と述べた箇所につけた「注」で依拠した判決の一件が、これである。

① 事 実

原告は、二名の被告によって引き受けられ、その後、不渡りにされた多数の為替手形の正当な所持人であった。第一被告は、アルゼンチン共和国の州の一つであるサルタ州政府であった。サルタは、一八一六年にスペインからの独立を宣言し、アルゼンチン共和国を形成するため、一八五三年に結合した南アメリカの若干のスペイン植民地の一つであった。一九二九年以来、サルタの行政権は、アルゼンチン共和国中央政府の代理人である知事に与えられた。一九六六年、アルゼンチン共和国は、連邦から単一国家に変更した。第二被告は、サルタ地方立法府の法によって設立された銀行であつて、政府管理から独立した。為替手形について原告が提起した訴訟に応じて、二名の

被告は、主権免除の訴えを起こした。<sup>(33)</sup>

② 判 決

一九七二年三月三日、イングランド高等法院女王座部 (High Court, Queen's Bench Division) は、次のような判決を言い渡した。

(i) 第一被告に対する令状は、無効とされる。第一被告は、実質上、アルゼンチン共和国政府または同政府の一部局であり、それゆえ、外国の主権国家の完全免除を受ける資格が、ある。

(ii) イングランド裁判所の初期の判決を審査すると、外国の主権国家はいかなる事情においても対人訴訟 (action *in personam*) で訴えられないということが、示された。これらの判決は、本件において、本裁判所を拘束してはいない。

(iii) 銀行に対する訴訟は、開始することを認められる。銀行は、政府管理から独立して、国家部局とみなされない。

マッケナ裁判官 (MacKenna, J.) は、こう述べた。

銀行は、サルタ地方銀行の組織法 (Organic Law) として知られるサルタ地方立法府の法によって設立された。その組織法二条は、「銀行は、地方政府の自立的実在 (autarchic entity) として構成され、その目標として、地方の経済および社会的政策とともに、その活動の調整を担う」と規定する。私は、これを、銀行が政府または他の対外管理から独立することを意味するところと見る。私は、銀行を政府部局とみなさない。それは、政府管理から自由な通常の銀行ビジネスを営む独立法人である。<sup>(34)</sup>

③ 意 義

第一被告サルタ政府の裁判権免除が認められたのに対し、第二被告サルタ地方銀行の裁判権免除は、認められなかった。この点、前出(2)スペイン小麦国有事業事件では、同事業が「別個の法的實在」であるにもかかわらず、「スペイン国家の一部局」であることを理由に、免除が、肯定された。本件では、サルタ地方銀行が「自立的實在」であつて「政府管理から自由な」「独立法人」であることを理由に、免除が、否定された。判決は「法的自治ではなく独立性を最終的テストとみなした」わけである。<sup>(35)</sup>

(9) ブラゴジュビク対日本銀行 (Blagojevic v Bank of Japan) 事件

ブラウンリーが「判例法で多少支持された魅力的な解決……」と述べた箇所につけた「注」で依拠した判決のうちの一件が、これである。

① 事 実

上訴人は、日本の映画会社と一〇年間の独占販売契約を結んだ。間もなく、同社は、外国為替管理についての義務遂行上、日本銀行(以下「日銀」と略す)によって提起された苦情を上訴人に通告し、その後、日本の公序(public policy)規則に違反するという根拠で、協定を廃棄した。上訴人は、同社を相手どつて、訴訟を起こした。パリ控訴院は、一九七〇年五月一四日の判決において、契約は無効ではないが、履行できないと述べた。なぜなら、それは、日本当局によって承認されなかったからである。したがつて、同社は、賠償を支払うべきであつたが、その前に、倒産した。

そこで、上訴人は、日銀に対し、損害賠償請求訴訟を起こした。そして、問題の協定に適用されない為替管理手続をとるといふ外観のもとで、同社が困難に陥ったとき、協定を廃棄させるため、日銀が同社と共謀したと主張し

た。日銀は、裁判権免除を請求した。一九七二年九月一九日、パリ商事裁判所 (Tribunal de Commerce) は、日銀は為替管理のため国家によって委任された責務の正常な行使にさいし遂行される行為に関して免除を受ける資格があるに過ぎないが、そのような免除はこれらの責務の正常な行使の外側で行なわれた行為には適用されないと判決した。それにもかかわらず、上訴人の主張は、拒否された。彼は上訴し、一九七四年三月一六日、パリ控訴院は、日銀は裁判権からの絶対免除を受けると判決した。上訴人は、<sup>(36)</sup> またもや、上訴した。

② 判 決

一九七六年五月一九日、フランス破棄院は、上訴棄却の判決を下した。すなわち、日銀は、外国為替管理の責務を遂行するとき、日本国の指示に従い、同国のために、そうした。そして、そのようなものとして、公的事业 (public service) のために行動したので、それは、裁判権免除という利益を受ける資格がある。控訴院は、公的事业という利益以外のなんらかの目標によって日銀は行動しなかったと認定することにより、本件で裁判権免除を認めることを適正にも正当化していた。<sup>(37)</sup>

③ 意 義

前出(6)ノルウェー・モーゲジ銀行事件において、同銀行は、「公的事业」という概念を足がかりに裁判権免除を要求した。同銀行の免除は認められなかったが、本判決は、「公的事业」のために行動したと認定して、日銀の免除を肯定した。上訴人との間で独占販売協定を結んだ日本の映画会社が協定廃棄の理由として「公序」規則違反をあげたのが、効果的であったのかも知れない。

### 3 ま と め

以上のように、ブラウンリーがその概説書の本文および「注」であげた判決のうち、アト・ランダムに九件を概観したところ、国家関係機関の免除を認めた判決は、(1)合衆国船舶委員会事件、(2)スペイン小麦国有事業事件、(3)在スウェーデン・ロシア通商代表部事件、(5)在ローマ・ハンガリー研究所事件、(7)石油についての世界的取り決めに関する件、(9)日銀事件の六件であった。これに対し、国家関係機関の免除を認めなかった判決は、(4)ボルガ対ロシア通商代表部事件、(6)ノルウェー・モーゲツ銀行事件の二件であった。免除を認めた判決が、優勢である。ところが、残る一件(8)サルタ政府およびサルタ地方銀行事件は、前者について免除を認め、後者について免除を認めなかった判決である。さらに、(3)と(4)を比較すると、同じようにロシア通商代表部の法的地位を扱いながら、スウェーデンの裁判所とイタリアの裁判所は、食い違った判断を示した。したがって、ブラウンリーが「この分野においても、裁判所の行動原則は、やはり、未解決である」とコメントしたのは、当然であった。

注

- (1) *Yearbook of the United Nations* 1991 847.
- (2) 「国家関係機関」は、アメリカ対外関係法リステイトメント研究会の苦心の訳語である。また、*agency or instrumentality* が単に *instrumentalities* と記される例も多いとのことである。『国際法外交雑誌』八九巻六号(平成三年)三二二頁。
- (3) I. Brownlie *Principles of Public International Law* (1990) 341; 島田征夫ら訳『ブラウンリー国際法学』(平成元年)二

- 九七一―二九八ページ。なお、この政治的区分については、松田幹夫「国家免除における政治的区分の問題」『獨協法学』五七号(平成一四年) 一―三五ページ。
- (4) 松田幹夫「制限免除主義の確立過程」寺沢一先生古稀記念『流動する国際関係の法』(平成九年) 二六三―二六四ページ。
- (5) 松田・前掲(注3) 一八―二二ページ。
- (6) *Brownlie op cit* 341-342; 島田ら・前掲・二九八ページ。
- (7) *Annual Digest of Public International Law Cases* (本判決集は「現在〇International Law Reports」の継続性をめぐる) 以下ILRとして引用) 2 (Years 1923 to 1924) 138-139.
- (8) 松田・前掲(注4) 二六〇ページ。
- (9) 松田幹夫「カナダにおける国家免除の動向」『明治学院論叢法学研究』六四号(平成一〇年) 八〇―八二ページ。
- (10) 松田・前掲(注4) 二六〇―二六一ページ。
- (11) *ILR* 2 (Years 1923 to 1924) 139.
- (12) S. Sucharitkul "Immunities of Foreign States before National Authorities" *Recueil des Cours* 1976. I 103-104.
- (13) *ILR* 23 (1989) 160-161.
- (14) *Ibid* 160, 161.
- (15) Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts (ed) *Oppenheim's International Law* I (1997) 346 nn 19, 20.
- (16) *ILR* 13 (Year 1946) 80-81.
- (17) *Ibid* 79, 81-82.
- (18) B. Fensterwald, Jr. "Sovereign Immunity and Soviet State Trading" *Harvard Law Review* 63 (1950) 633; 本文に掲げた三点は「一九五七年署名の日ノ通商条約附属書にも含まれている。大沼保昭・藤田久一編『国際条約集二〇〇二年版』四八八―四八九ページ。
- (19) *ILR* 22 (1989) 235.
- (20) *Ibid* 235, 237, 238.

- (21) Fensterwald, Jr. *op cit* 636-637.
- (22) *ILR* 40 (1970) 59.
- (23) *Ibid* 59, 62-63.
- (24) 樋口陽一・古田善明編『解説世界憲法集改訂版』(平成三年)一三三ページ。
- (25) *ILR* 22 (1989) 227-228.
- (26) *Ibid* 227, 228, 229.
- (27) D.P.O'Connell *International Law* 2 (1970) 876 n44.
- (28) *ILR* 19 (1982) 197.
- (29) *Ibid* 197, 199, 200.
- (30) 山村恒雄「アングロ・イラニアン石油会社事件」波多野里望・松田幹夫編著『国際司法裁判所・判決と意見』第一卷(一九四八—一九六三年)(平成一年)一三三—一三六ページ。
- (31) F. Deak "Organs of States in their External Relations: Immunities and Privileges of State Organs and of the State" M. Sorensen (ed) *Manual of Public International Law* (1968) 429.
- (32) 波多野・松田編著・前掲・四七二—四七三ページ。
- (33) *ILR* 55 (1979) 411-412.
- (34) *Ibid* 411, 417, 429.
- (35) I. Brownlie "Decisions of the British Courts during 1972-1973" *The British Year Book of International Law* 1972-1973 427-428.
- (36) *ILR* 65 (1984) 63-64.
- (37) *Ibid* 63, 64.

## 二 I L C 国家免除案

### 1 一九八〇年代

一九九一年に I L C 国家免除案が採択されるに至るまでのプロセスを振り返ると、まず、一九八〇年、I L C の特別報告者スチャリトクル(タイ)は、みずから作成した「第二報告」の中で、国家関係機関について次のように述べた。

国家の政治的区分と同様、外国または政府の関係機関は、国家の主権的権限の行使にさいして遂行される行為に関してのみ、また、国家機関または行為者 (State organs or agents) として行動するときのみ、国家免除の原則から利益を得ることができる。……免除は、国家に活動が帰属すること、および、行為が国家の主権的権限の行使にさいしてなされるという事実に基づくと考えられる。一旦これら二つの条件が満たされるならば、外国政府の関係機関は、普及している国家実行の限界内で外国に認められるのと同じ免除を、多分、認められるであろう。

そのような関係機関は、議会制定法または法人格付与手続その他によって別個の法的人格または存在を与えられているか否かにかかわらずなく、その設立文書とは無関係に、適当な状況の中で国家免除を認められる。<sup>(39)</sup>

このように、スチャリトクルは国家関係機関の裁判権免除について積極的姿勢を示したが、彼の見解のベースに前出(2)スペイン小麦国有事業事件などの判決が存在していることは、興味深い。<sup>(39)</sup>

次に、一九八六年、ILC三八会期が暫定的に採択した条文案三条(解釈的規定)一項によれば、同条文案で使用される「国家」という表現は、以下を包含するものとして理解される。

- (a) 国家およびその種々の政府機関 (various organs)
- (b) …… 国家の政治的区分
- (c) 国家の主権的権限の行使にさいしての行為を遂行する資格のある範囲で国家関係機関
- (d) その資格で行動する国家代表

条文案三条一項(c)は右のとおりであるが、そのコメンタリーは、次のように述べた。

第三カテゴリー(c)を指す——松田注)は、国家関係機関を包含する。しかし、それらが国家の主権的権限の行使にさいしての行為を遂行する資格のある限りにおいてのみである。その権限の行使にさいして、それらによって遂行される行為を超えて、または、その外側では、それらは、いかなる裁判権免除をも享有しない。<sup>(40)</sup>

## 2 一九九〇年以降

ところが、一九九〇年五月一六日のILC四二会期二一五八会合議事録をみると、国家関係機関に関して、国家

企業 (State enterprises) はそのカテゴリーの実在から排除されるべきであるという見解が、ILC同様、国連総会第六 (法律) 委員会においても表明された。反対意見も出されたが、独立した法的人格をもち、訴え、または、訴えられることが可能で、商業取引 (commercial transactions) を遂行するため国家によって設立されるならかの実在 (国家企業) はそのカテゴリーの実在から排除されるべきであるという趣旨の追加が、提案された<sup>(41)</sup>。このような経緯ののち、スタチャリトクルの後継者である小木曾大使が作成した「第三報告」では、問題の規定は、条文ナンバールも変更されて、次のとおりの文章となった。

二条一項(b) 「国家」とは、以下を意味する。

(iii) 国家の主権的権限の行使にさいしての行為を遂行する資格のある範囲で国家関係機関。ただし、独立した法的人格をもち、訴え、または、訴えられることが可能で、商業取引を遂行するため国家によって設立されるならかの実在を含まない。<sup>(42)</sup>

しかるに、一九九一年のILC国家免除案では、問題の箇所は、またもや、条文ナンバールを変更されて、次のとおりの文章となった。

二条一項(b) 「国家」とは、以下を意味する。

(iv) 国家の主権的権限の行使にさいしての行為を遂行する資格のある範囲で国家関係機関および他の実在 (and other entities)

つまり、但し書きがカットされた代わりに、「および他の実在」が、はいった。一九八六年の暫定案に「および他の実在」が付け加えられたといっても、さしつかえない。そのコメントリーは、次のようである。

第四カテゴリー(二条一項(b)(v)を指す——松田注)は、私の実在(private entity)を含む国家関係機関および他の実在を受容する。しかし、それらが *prerogative de la puissance publique* の行使にさいしての行為を遂行する資格のある範囲においてのみである。国家の主権的権限の行使にさいして、それらによって遂行される行為を超えて、または、その外側では、それらは、いかなる裁判権免除をも享有しない

「他の実在」への言及は……例外的場合に政治的権限を与えられるとき、非政府の実在をカバーするよう意図されている。……実例は、もっぱら政治権力内にある輸入および輸出免許を処理することを政府によって委託される若干の商業銀行の実行に見い出される。……「国家関係機関または他の実在」の概念は、商業取引を遂行する国家によって設立される国家企業または他の実在を理論的に包含する。しかしながら、本条の目的からすれば、そのような国家企業または他の実在は、政治的機能を遂行する資格があるとは推定されず、したがって、原則として、他国の裁判所の裁判権からの免除を援用する資格がない。なお、前記の *prerogative* ——は、「主権的権限 (sovereign authority)」にもっとも近いフランス語として使われた。

国家関係機関と政府部局との間に引かれる厳格な線は、実行上、存在しない。……外国政府または外国の關係機関に対する手続は、別個の実在として法人格が付与されているか否かにかかわりなく、とくに、訴訟理由が國家の主権的権限の行使にさいして国家関係機関によって処理される活動に關係するとき、外国に対する手続であ

ると考えられるであろう。<sup>(43)</sup>

このILC国家免除案は、国連総会に送られたあと、二〇〇〇年二月の決議で総会により設立された「国家およびその財産の裁判権免除に関するアド・ホック委員会」が二〇〇二年二月に開催した会合において修正された。問題の箇所は、条文ナンバ―を変更され、若干の文言を入れ替えられて、次のとおりになった。

二条一項(b) 「国家」とは、以下を意味する。

(iii) 国家の主権的権限の行使にさいしての行為を遂行する資格があり、現実に遂行しつつある範囲で国家関係機関または他の実在<sup>(44)</sup>

いずれにせよ、迂余曲折をたどって来た中、少なくとも、一九八〇年以降、「国家の主権的権限の行使にさいして(in the exercise of the sovereign authority of the State)」の語句は、無傷のまま健在である。

(38) *Yearbook of the International Law Commission 1980* II P11 209-210.

(39) *Ibid* 210 n43.

(40) *Ibid* 1986 II P12 13, 14.

(41) *Ibid* 1990 I 65.

(42) *Ibid* 1990 II P117; 小木曾本雄「(資料) 国際法委員会第四二会期の審議概要」『国際法外交雑誌』九〇巻二号(平成三年)五九一六〇ページ。

(43) *Yearbook of the International Law Commission 1991* II Pt2 14, 16, 17-18.

(44) GAOR Supplement No.22 (A/57/22) I, 3. 本資料は、平成十四年三月十五日、三田共用会議所で開かれた外務省条約局法規課長主催の国際法研究会(報告者・山田中正 ILC 委員ら)において配布された。

### 三 ILC 国家免除案以後

#### 1 学 説

最近において国家免除に比較的高い関心を寄せる学者のひとりオブライエン(イギリス)は、二〇〇一年、その概説書の中の「実在の地位(The Status of the Entity)」という項目を「国家免除法上、もっとも困難な問題の一つは、なにもが免除を請求する地位をもつかである。」<sup>(45)</sup>という文章で始めた。問題は、イギリス一九七八年国家免除法(State Immunity Act 1978)にかかわりあうので、関連条文を左に掲げる。

一四条 免除および特権を受ける資格のある国家

(1)項 本法のこの部によって与えられる免除および特権は、連合王国以外のいずれかの外国またはコモンウェルス国家に適用される。ならびに、ある国家への言及は、次への言及を含む。

- (a) その公的資格におけるその国家の主権者または他の首長
- (b) その国家の政府および
- (c) その政府のいずれかの部局

しかし、国家の政府の執行機関とは区別され、訴え、または、訴えられることの可能ないずれかの実在（以下、「別個の実在」として引用）には適用されない。

(2)項 別個の実在は、次の場合および次の場合にのみ、連合王国の裁判所の裁判権から免除される。

- (a) 手続が、主権的権限の行使にさいして、それによってなされるいずれかに関係する。また、
- (b) 事情が、国家が……免除されるようなものである。<sup>(46)</sup>

すでに、一九七八年、イギリスの国内法は、「主権的権限の行使にさいして」という言葉を使っていた。そして、オブライエンは、「ある実在が別個の法的人格をもち、政府の執行機関から区別される場合、それは、国家の一部ではなく、一見、一四条(1)項(c)により、免除を請求する資格がない。しかしながら、もしそのような実在が一四条(2)項の二つの部分を満足させると誇示できるならば、免除請求は、なされ得る」と述べた。<sup>(47)</sup>

## 2 判 決

(1) クウェート航空法人対イラク航空会社その他 (Kuwait Airways Corp v Iraqi Airways Co and Others) 事件  
オブライエンがもつともくわしく紹介した判決が、これである。

### ① 事 実

一九九〇年八月、イラクは、隣国クウェートを武力侵攻によって併合した。八月六日、イラク運輸相は、原告クウェート航空法人(KAC)に属する旅客機一〇機を管理し、イラクへの移転を調整するよう、第一被告のイラク

航空会社 (I A C) 社長に指示した。九月一七日、イラク政府は、K A C を解散させ、その資産すべてを I A C に移転すると称する R C C 決議三六九を承認した。そのときまで、I A C は、航空機についての基本的メンテナンスを行なったが、それらを使用しなかった。その後、I A C は、航空機を I A C 自身のものとして扱った。

国連決議により、イギリス軍を含む多国籍軍によってイラクが攻撃された一九九一年、六機は、イランに飛行し、イラン当局によって留置された。それらは、一九九二年、K A C に返還された。残り四機は、イラクに対する多国籍軍の空襲によって破壊された。I A C は、重要な時期すべてにおいて、国家が所有し管理する実在であったが、イラクの国营航空路として旅客を動かす商業活動に従事し、ロンドンに事務所を有した。イラクと多国籍軍との戦闘中、同事務所は、開店し続けた。しかし、その営業活動は下降線をたどり、マネジャーは、バクダッドに帰った。

一九九一年、K A C は、I A C および第二被告のイラク国家を相手どって訴訟を起こし、間接損害賠償とともに一〇機の引き渡しなどを請求した。<sup>(48)</sup>

略式判決が出されたのち、イラクおよび I A C は、同判決を取り消すよう申し立てた。そこで、エバンズ裁判官および控訴院は、次のように判決した。(i) イラクに対する令状送達は、無効であった。(ii) I A C は、一九七八年国家免除法のもとで免除を請求する資格がある。K A C が、イギリス上院に上訴した。

② 判 決

一九九五年七月二四日に言い渡された上院の判決 (ゴフ卿、ジャウンシー卿、ニコルズ卿の三名が支持) は、次のようである。(i) イラクに対する令状送達は、無効であった。(ii) I A C は、一九七八年国家免除法一四条(2)項のもとで、部分的免除を受ける資格があるのみである。<sup>(49)</sup>

③ 意義

I A Cが国家免除法一四条(2)項のもとで免除を請求する資格があるかどうかの問題では、意見が、割れた。判決すなわち多数意見は、初めの差押えは主権的行為であるが、航空機のその後の使用および留置は主権的権力の命令によるにせよ、国家免除法三条と合わせて読まれるならば、一四条(2)項(a)および(b)の条件でいう政府行為の性格をもたないとした。これに対し、少数意見(マスティール卿、スライン卿の二名が支持)は、総合的文脈(overall context)の中で全体的な取引をみる事が重要であると主張する幅広い見解をとることのほうを好んだ。<sup>(50)</sup> なお、ここで三条とは「連合王国で遂行される商業取引および契約」についての条文で、「国家は」商業取引などに「関する手続については免除されない」と規定する。<sup>(51)</sup> 要するに、I A Cの国家免除は全面的に認められるというのが、少数意見である。<sup>(52)</sup>

(2) ホランド対ランペン・ウォルフエ (Holland v Lampen-Wolfe) 事件

オブライエンが前記イラク航空会社事件の少数意見をフォローした判決の一つとしてあげたのが、これである。

① 事実

アメリカ市民 L は、連合国内のアメリカ軍事基地で教育事業職員として勤務するアメリカ国防省の文民公務員であった。そのようなものとして、彼は、教育問題について基地司令官に助言し、基地での教育計画の立案・展開・履行に責任をもった。これらの計画は、アメリカ政府との契約のもとでアメリカの一大学によって提供される国際関係論修士課程を含んでおり、専門的軍事教育計画を補足するよう企図された。それは、アメリカ市民で、その目的のため基地に配置された大学教授 H によって処理された。一九九七年、L は、その大学に対して覚え書き

を書き、学生たちによるHへの深刻な批判を報告し、彼女の能力を問題にした。

その結果、Hは、Lを相手どって、名誉毀損の訴訟を起こした。Lは、令状取り消しを申請し、手続は外国の主権国家を訴えていて、コモン・ローおよび一九七八年国家免除法一条両者での国家免除によってカバーされると主張した。同法一六条(2)項によれば、一条の免除は、連合王国に存在する間の国家の軍隊によるか軍隊に関してなされるならかに関係する手続には適用されない。

補助裁判官は、Lの申請を認め、Hのその後の上訴は、裁判官によってしりぞけられた。それ以降の上訴にさいし、控訴院は、事件は一六条(2)項内にあり、したがって、一条の免除の外側にあると判決した。それにもかかわらず、控訴院は、行為がコモン・ロー上の国家免除に服するという根拠で、上訴を棄却した。上院への上訴に当たり、Hは、その結論に挑戦し、その結論は、一九五〇年ヨーロッパ人権条約六条のもとで裁判所にアクセスする権利と両立しないと主張した。手続が一六条(2)項に属すると結論づけた控訴院は正しかったか否かについても、問題は生じた。<sup>(53)</sup>

② 判 決

二〇〇〇年七月二〇日、上院は、五名の裁判官の全員一致で、次のように、上訴棄却の判決を下した。

Lの覚え書きの執筆および発表は、国家免除法一六条(2)項の意味内でアメリカの軍隊に関してなされた行為である。覚え書きは、軍隊の構成員に提供される教育事業の質に関係しており、これらの事業の提供を監督しモニターすべき職務の途上でLにより執筆され発表された。本件は、国家免除法一条によって規定される免除の外側にあり、それゆえ、コモン・ロー上の位置を考察する必要が、ある。

行為がコモン・ロー上の国家免除に服するか否かを決定するためには、全体の文脈(whole context)と対照的に

特定の事実を分析することが、必要である。解決は、特定の事実のアセスメントにかかるであろう。本件では、Lは、連合王国におけるその軍隊の維持というその主権的機能の遂行中にアメリカの公務員として行動していた。アメリカがそれ自身の軍人および家族に与える教育基準は、それ自身の主権的権限 (sovereign authority) 内の問題であって、他国の監督または裁判権に服さない。そのような結論は、ヨーロッパ人権条約六条と両立しないことはない。なぜなら、同条は締約国に裁判権を与えることができるからである。<sup>(54)</sup>

また、ヨーロッパ人権条約について、五名の裁判官のひとりミレット卿 (Lord Millett) は、こう述べた。六条は、公正な公開の手續を維持すること、および、民事上の権利の決定手續への個人のアクセスを否定しないことを締約国に要求する。それは、紛争解決に必要な裁判権を締約国がもつことを前提とする。問題の免除は、アメリカに属する。アメリカは、その免除を放棄しなかった。それは、条約当事国ではない。条約は、その拘束力を締約国の同意から引き出す。連合王国は、条約に加入するそれ自身の行為によって、また、アメリカの同意なしに、裁判権をアメリカに対して行使することができない。<sup>(55)</sup>

③ 意 義

判決は、国家免除法ではなくコモン・ローに照らして、被告ランペン・ウォルフエの行為はアメリカの公務員の行為であり、アメリカの主権的権限内の問題であるとして、その裁判権免除を認めた。ヨーロッパ人権条約を援用した原告ホランドの主張も、判決の受け入れられるところではなかった。

オブライエンによれば、前出イラク航空会社事件での少数意見のアプローチ、すなわち、総合的文脈の中で全行為を考察するという傾向は、判例法上、顕著となってきたており、これを支持する判決の一つが、本判決である。<sup>(56)</sup> たしかに、本判決の中でも「全体の文脈」という言葉が、使われている。

### 3 ま と め

イラク航空会社の国家関係機関性にくらべると、ランペン・ウォルフエのそれには、これといった難点は、認められなかった。スチャリトクルは、国家関係機関を次のように定義した。

一般的定義によれば、国家は、その機関(organisms)または関係機関(agencies)を通じて行動し、それらは、主権国家の中央政府機構の有機的部分を憲法上形成する人(Persons)、代表、下部機関、関係機関(instrumentalities)、法人および政府部局を通例包含する。国家の本質的部分(part and parcel)であるそのような関係機関は、それらが代表する国家と同じ免除を一般的に与えられる。<sup>57)</sup>

ある実在が右の定義に該当するかどうか不明確な場合には、どうすればいいか。この点についても、スチャリトクルは、「一定の実在が国家関係機関であるかどうかを確認するには、容易な方法がない」といいながらも、「唯一可能な基準は、問題の実在が中央政府の本質の一部を形成するかどうかという形式的なものである」と断定する。<sup>58)</sup>

しかしながら、現実には、それほど単純ではない。学説や法に照らして解決が得られないとき、解決の手がかりは、判決に求められる。もとより、判決もオールマイティとは限らない。たとえば、冒頭に記したように、ブラウンリーは、「国家関係機関」の一例として、ニュー・ブランズウィック開発公社をあげた。<sup>59)</sup>ところが、同じブラウン

は、オブライエンが肯定するように、幅広い解釈を採用するのが、一法であるのかも知れない。

- (45) J.O'Brien *International Law* (2001) 279.
- (46) *Halsbury's Statutes of England and Wales* 4th edn 10 (1985) 650-651.
- (47) O'Brien *op cit* 281.
- (48) [1995] 3 All ER 694-695.
- (49) O'Brien *op cit* 281 n 134.
- (50) *Ibid.*
- (51) *Halsbury's Statutes of England and Wales* 4th edn 10 (1985) 644.
- (52) 少数意見の支持者のひとりスライン卿は、「……裁判権に対するIACの異議を私としては支持したい」と述べた。  
[1995] 3 All ER 722.
- (53) [2000] 3 All ER 833.
- (54) *Ibid* 834.
- (55) *Ibid* 847, 848. 大沼保昭・藤田久一編『国際条約集二〇〇二年版』一一八ページ。
- (56) O'Brien *op cit* 282.
- (57) S.Sucharitkul "Immunities of Foreign States before National Authorities" *Recueil des Cours* 1976. I 100,
- (58) *Ibid.*
- (59) I.Brownlie *Principles of Public International Law* (1990) 344 n93. 松田幹夫「国家免除における政治的区分の問題」『獨協法学』五七号(平成一四年)一八一—二一ページ。